

県産食品新市場開拓支援事業実施要領

第1 趣旨

県産食品新市場開拓支援事業の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県食品・流通振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 実施方針

県産農林水産物及びそれを使用した商品の消費拡大に向けた取組を支援し、もって県産農林水産物の需要拡大を図る。

第3 事業の実施に関して必要な事項

本事業の実施等に関して必要な事項は、第4から第10までに定めるもののほか、次の1から3までに掲げる事業ごとに別記に定めることとする。

- 1 新商品開発支援事業 別記1
- 2 輸出促進事業 別記2
- 3 園芸産地形成・販路拡大活動支援事業 別記3

第4 事業実施計画書の策定

1 事業実施計画書の作成及び提出

事業申請者は、実施しようとする事業について事業実施申請書（様式第1号）及び事業実施計画書（様式第2号）を作成し、知事に提出する。

2 事業実施計画の認定

知事は、提出された事業実施計画を、別記に掲げる審査項目により認定の可否を決定し、文書で通知する。

3 事業認定前着手

事業申請者は、原則として当該事業計画の採択後に事業に着手するものとする。ただし、事業の性質又は内容等により早期着手が必要な場合は、認定前着手届（様式第3号）を知事に提出した上で着手するものとする。この場合において、対象事業として採択されないときは、自力事業とする。

第5 補助金の交付申請

事業実施計画の認定を受けた事業申請者（以下「事業主体」という。）は、交付要綱に定める補助金交付申請書を知事に提出する。

第6 事業の実施

- 1 事業主体は、第4の規定により提出した事業実施計画書に基づき、事業を実施する。
- 2 事業主体は、補助事業が完了したとき、交付要綱に定める書類に加え、事業実施報告書（様式第4号）及び次に掲げる資料を知事に提出する。
 - (1) 支出証拠書類
 - (2) 写真画像等の事業実施状況がわかる資料

(3) 知事が必要に応じて追加提出を求める資料

第7 指導推進体制

事業主体は、事業の実施に当たって必要な場合、県産農林水産物の供給元に関する指導・助言を地域振興局農林水産（農業）振興部から、加工技術に関する指導・助言を農業総合研究所食品研究センターから受けることができる。

第8 補助金

- 1 知事は、毎年度予算の範囲内において事業の実施に要する経費に対して補助を行うものとする。
- 2 補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

第9 事業状況報告

事業主体は、補助事業の完了した日（同一補助事業計画名に係る継続の補助事業が実施された場合においては、当該継続補助事業の最終の補助事業の完了した日をいう。以下同じ。）の属する年度の終了後3年間、当該補助事業の成果に係る毎年度の状況について、翌年度の4月10日までに、事業状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記1

新商品開発支援事業

第1 事業の目的

この事業は、食品関連事業者が取り組む県産農林水産物、県産米粉又は県産米穀をピュレ状若しくはゼリー状等に加工したもの（以下「県産米粉等」という。）を原料とした商品開発の取組を総合的に支援することにより、県産農林水産物の需要拡大を図る。

第2 補助対象事業者

補助対象となる事業主体は、次のいずれかの条件を満たすものとする。なお、グループで事業を行う場合は、あらかじめ定められた代表企業又は代表団体に対し、県は補助金を支払うものとする。

また、対象要件を満たしている場合であっても、「新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱」（平成23年8月1日制定）に定める排除対象者に該当する場合は補助対象事業者としない。また、採択後に排除対象者と判明した場合は、その時点で採択を取り消すこととする。

- 1 県内に本社又は事業所を有する食品製造事業者
- 2 県内の食品関連事業者（食品製造事業者、中食・外食事業者等）が主体となって組織する団体であって、以下の要件をすべて満たす団体とする。
 - (1) 代表者の定めがあること
 - (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること
- 3 1及び2に掲げるもののほか、県産農林水産物又は県産米粉等の需要拡大が見込まれる商品開発の取組を行う企業又は団体で知事が特に認めたもの

第3 事業要件

補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 県産農林水産物又は県産米粉等を原料とすること
- 2 県内の農林漁業者又は農林水産業団体と連携し、契約等による供給を受けること
- 3 県産農林水産物又は県産米粉等を事業採択以降3年以上継続して使用すること
- 4 補助対象経費の総額が1,000千円以上3,000千円以下であること

第4 審査項目

- 1 本要領第4の2の事業ごとに定める審査項目は、以下のとおりとする。

- (1) 原料となる県産農林水産物
- (2) 商品の新規性、付加価値の大きさ
- (3) 商品開発の手法
- (4) 事業実施体制（原料供給、販売体制等）
- (5) 市場性、販売戦略、波及効果（プロモーション戦略の具体性、他業界への波及等）
- (6) 将来の県産農林水産物又は県産米粉等の使用量

2 以下に掲げる条件を満たす事業実施計画は、優先して認定する。

- (1) 1 (1)について、越後姫、ル レクチュエ、えだまめ、にいがた和牛、南蛮エビ又はのどぐろを使用するもの
- (2) 1 (3)について、県産米粉等を使用した新たな分野の商品（小麦及びグルテンを含まない商品、玄米粉を使用した機能性表示食品等）を開発するもの
- (3) 1 (3)について、新潟県の食文化を反映した商品（発酵技術を活用した食品等）を開発するもの
- (4) 1 (4)について、販売戦略が明確であるとともに、県産農林水産物又は県産米粉等の認知度向上及び使用量の増加に寄与するもの

第5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、機械装置、工具経費及び旅費を主たる経費とすることはできない。

区分	経費区分	対象となる経費の説明（例示）
県産原材料 確保活動	旅費 印刷製本費 会場借上料 謝金 種苗費 生産資材費 共同作業用器具費 その他の経費※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産原材料確保に必要な産地との検討会開催に要する費用 ・ 実証ほ場の整備に要する費用
商品開発活動	旅費 印刷製本費 会場借上料 謝金 原材料費 機械装置、工具経費 成分分析等試験費 その他の経費※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品開発の検討会開催に要する費用 ・ 県産農林水産物原料、添加物等副原料及び材料の購入に要する経費 ・ 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、修繕、借上に要する経費（分析等に用いる機械装置も含む。） ・ 外部からの技術指導、技術習得のための派遣研修、オープンラボ使用経費等技術開発に必要な経費
マーケティング 活動	旅費 印刷製本費 会場借上料 謝金 委託費 消耗品費 その他の経費※	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケティング戦略の検討会開催に要する費用 ・ 新商品のパッケージデザイン ・ 商品評価周知のための市場調査・試食会・展示会等に要する経費

※その他、事業の実施にあたり真に必要と認められるもの

別記2

輸出促進事業

第1 事業の目的

この事業は、県産農林水産物の海外への販路拡大に関する波及効果が高くモデル的な活動を支援することにより、県産農林水産物の輸出拡大を図るものとする。

第2 補助対象事業者

補助対象となる事業主体は、次のいずれかの条件を満たすものとする。なお、グループで事業を行う場合は、あらかじめ定められた代表企業又は代表団体に対し、県は補助金を支払うものとする。

また、対象要件を満たしている場合であっても、「新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱」（平成23年8月1日制定）に定める排除対象者に該当する場合は補助対象事業者としない。また、採択後に排除対象者と判明した場合は、その時点で採択を取り消すこととする。

1 生産者団体

以下のいずれかに該当する新潟県内の組合とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人含む）
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定に基づき設立された組合
- (3) 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定に基づき設立された組合

2 農業者等の組織する団体

販路拡大に意欲的な3戸以上の新潟県内の農林漁業者が構成員に含まれている団体であって、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 代表者の定めがあること
- (2) 組織及び運営に関する規定が定められていること

3 流通事業者等

県産農林水産物の輸出拡大に取り組む新潟県内の食品・流通関係事業者（輸出商社、集荷販売事業者、食品製造事業者等）で、新潟県内の農林漁業者又は農林水産業団体と連携し、契約等による供給を行うもの

- 4 上記1～3のいずれかを含んだグループで、あらかじめ代表企業又は代表団体の定めのある者
- 5 上記のほか、知事が特に認めたもの

第3 事業要件

補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 県産農林水産物及び農林水産加工品の輸出拡大を目的とすること
- 2 事業実施にあたり明確な目標を設定し、事業計画に基づき継続的に輸出拡大に取り組むこと
- 3 補助対象経費の総額が1,000千円以上3,000千円以下であること
ただし、そのうちハラル認証の取得に要する経費は、250千円を超えてはならない。

第4 審査項目

本要領第4の2の事業ごとに定める審査項目は、以下のとおりとする。

- 1 輸出する品目、輸出先国・地域
- 2 事業実施内容の新規性・独創性
- 3 輸出拡大の手法（販路開拓、販売・営業に係る具体的計画）
- 4 事業実施体制（集荷・輸送体制、輸出先国のパートナー等）
- 5 輸出拡大による波及効果（受益農家数の増加、新潟港・空港の活用、他業界との連携等）
- 6 事業実施による県産農林水産物の輸出増加量・額

第5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、飲食費、ブランドマークの商標登録料など商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する費用、関税等公租公課に要する費用及び既に内容・手法が確立されている取組で、内容が過去の年と比べて変更がない事業に要する費用は、補助金交付の対象外とする。また、旅費を主たる経費とすることはできない。

区分	経費区分	対象となる経費の説明（例示）
会議実施	旅費 謝金 使用料賃借料 印刷製本費 通訳・翻訳費 その他の経費※	・マーケティング戦略や他業界との連携、商品開発等の検討に要する費用
マーケティング活動	旅費 調査費 資材購入費 委託費 通信運搬費 通訳・翻訳費 労務費 その他の経費※	・マーケティング調査費 ・パッケージ開発費、販売促進資材作成費 ・海外でのテスト販売、商談活動、見本市参加等に要する費用 ・海外からのバイヤー等招へいに要する費用 ・現地マーケティングスタッフ等人件費
輸出環境整備	通信運搬費 委託費 通訳・翻訳費 その他の経費※	・海外の各種基準への対応検討・認証等取得に要する費用 ・試験輸送に要する費用
ハラール認証の取得	通信運搬費 委託費 通訳・翻訳費 その他の経費※	・県産農林水産物のハラール認証に要する費用 ※登録更新に係る費用を除く

※その他、事業の実施にあたり真に必要と認められるもの

別記3

園芸産地形成・販路拡大活動支援事業

第1 事業の目的

この事業は、地方卸売市場が実施する県産農林水産物の産地形成及び販路拡大活動等を支援することにより、県産農林水産物の流通促進及び需要拡大を図るものとする。

第2 補助事業対象者

補助対象となる事業主体は、次のいずれかの条件を満たすものとする。なお、グループで事業を行う場合は、あらかじめ定められた代表企業又は代表団体に対し、県は補助金を支払うものとする。

また、対象要件を満たしている場合であっても、「新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱」（平成23年8月1日制定）に定める排除対象者に該当する場合は補助対象事業者としない。また、採択後に排除対象者と判明した場合は、その時点で採択を取り消すこととする。

- 1 卸売市場法第13条第1項に基づく新潟県知事の認定を受けた地方卸売市場（以下「地方卸売市場」という）の開設事業者、卸売業者、仲卸業者
- 2 地方卸売市場の開設事業者、卸売業者、仲卸業者が主体となって組織する団体であって、以下の要件をすべて満たす団体
 - (1) 代表者の定めがあること
 - (2) 組織及び運営に関する規定が定められていること
- 3 上記1及び2に掲げもののほか、知事が特に認めたもの

第3 事業要件

補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 補助対象経費の総額が、500千円以上2,000千円以下であること
- 2 県産農林水産物の産地形成又は販路拡大に資する活動であること
- 3 事業実施にあたり明確な目標を設定し、事業計画に基づき産地形成又は販路拡大に向けて取り組むこと

第4 審査項目

本要領第4の2の事業ごとに定める審査項目は、以下のとおりとする。

【園芸産地形成活動】

- 1 生産品目の妥当性
- 2 事業実施内容の新規性・独創性
- 3 産地拡大・生産拡大の手法
- 4 事業実施体制
- 5 波及効果
- 6 事業実施による県産農林水産物の生産量

【販路拡大活動】

- 1 県産農林水産物の活用性
- 2 事業実施内容の新規性・独創性
- 3 販路拡大活動の手法
- 4 事業実施体制

- 5 波及効果
- 6 事業実施による県産農林水産物の販売量・額

第5 補助事業対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、会議に伴う飲食費及び旅費日当は対象外とする。

【園芸産地形成活動】

区分	経費区分	対象となる経費の説明（例示）
会議実施	旅費 謝金 使用料賃借料 印刷製本費 消耗品費 その他の経費※	・生産者との打ち合わせ、検討会の開催に要する費用
新品目導入・生産拡大活動	種苗費 肥料費 旅費 消耗品費 その他の経費※	・種苗の購入に要する費用 ・生産拡大に要する費用 ・産地形成に資する実証活動に要する費用

※その他、事業の実施にあたり真に必要と認められるもの

【販路拡大活動】

区分	経費区分	対象となる経費の説明（例示）
マーケティング活動	旅費 使用料賃借料 印刷製本費 展示会出展費 通信運搬費 消耗品費 その他の経費※	・実需者との商談に要する費用 ・展示会の出展に要する費用 ・試食品・商品の発送に要する費用 ・商品流通の効率化に資する実証活動に要する費用
インターネット販売システム導入	備品購入費 消耗品費 委託費 その他の経費※	・インターネット販売システムの導入に要する費用
流通合理化に資する取組	需用費 委託料 その他の経費※	・統一規格段ボールの導入、実証に要する費用

※その他、事業の実施にあたり真に必要と認められるもの